

## 川口市市民参加条例案の内容

### ( 1 ) 目的について

この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号。以下「自治基本条例」という。）第7条第5項の規定に基づき、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めることにより、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障し、もって市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とします。

### ( 2 ) 定義について

この条例において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによります。

ア 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいいます。

イ 市民参加 市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加することをいいます。

ウ 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者をいいます。

エ 意見聴取 市が事業を行うに当たって市民の意見を収集することをいいます。

オ 意見提出 市の事業にかかわらず、市民が市政に対する意見を提出することをいいます。

カ パブリック・コメント手続 市が事業を行う場合に、その案をあらかじめ公示し、意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求める手続をいいます。

キ 説明会 説明を通じて、市民の意見を収集する集まりをいいます。

ク 懇談会 ワークショップなどを通じて、市民と市又は複数の市民同士の自由な意見交換をする集まりをいいます。

ケ アンケート調査 調査項目を設定し、市民の意見を収集する手続をいいます。

コ 附属機関等 地方自治法に基づき、専門的な知識又は経験に基づく審議によ

る答申又は報告を行う機関等をいいます。

( 3 ) 市民の役割について

市民は、主権者として自ら、自治の主体としての自覚及び責任を持ち、市政に参加するよう努めなければなりません。

市民は、市民参加にあたって、互いに助け合い、互いの権利及び利益を尊重しなければなりません。

市民は、市民参加にあたって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければなりません。

( 4 ) 実施機関の役割について

実施機関は、市民参加の推進にあたって、市政の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

実施機関は、市民参加の推進にあたって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければなりません。

実施機関は、市民参加の推進にあたって、市民に公平かつ誠実に対応しなければなりません。

( 5 ) 意見聴取の方法について

意見聴取の方法は次のとおりとします。

- ア パブリック・コメント手続
- イ 説明会、懇談会
- ウ アンケート調査
- エ 附属機関等の会議
- オ その他効果的な方法

実施機関は、より効果的な市民参加の方法を調査及び開発し、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

( 6 ) 意見聴取の対象について

意見聴取の対象は次のとおりとします。

- ア 市の方向性・基本方針を定めるもの
- イ 各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの
- ウ 市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの

## エ 市民に義務を課し又は権利を制限するもの

実施機関は、上記にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、意見聴取を要しないものとします。

(ア) 迅速又は緊急を要するもの

(イ) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの

(ウ) 法令その他の規程により、基準が定められているもの

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(オ) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(カ) 実施機関内部の事務処理に関するもの

## (7) 意見聴取の実施について

実施機関は、意見聴取の方法を実施するときは、1以上の適切な方法により実施しなければなりません。

実施機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとします。

上記の場合において、当該意見聴取による市民の意見又は提案を事業の決定に反映させることができる適切な時期に、実施方法を公表しなければなりません。

## (8) パブリック・コメント手続について

パブリック・コメント手続は、多様な意見を幅広く収集する必要がある場合において、市民その他別に市長が定めるものに対し、実施します。

## (9) 実施の公表について

実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項の公表をしなければなりません。

ア 事業の案を作成した趣旨及び目的並びに背景

イ 事業の案を立案する際に整理した市の考え方と論点

ウ 市民等が当該事業の案を理解するために必要な関係資料

## (10) 意見の提出について

実施機関は、(9)における事業の案を公表した日から起算して30日以上期間を設けて、意見を募集しなければなりません。ただし、実施機関に特別な事

情があるときは、この期間を短縮できます。

意見の提出方法は、次に掲げるとおりとします。

ア 書面の持参

イ 郵送

ウ ファクシミリ

エ 電子メール

オ その他実施機関が必要と認める方法

意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他市民等であることを示す事項を明らかにするものとします。

#### ( 1 1 ) 意見の考慮及び結果の公表について

実施機関は、市民から意見が提出されたときは、検討を行った後当該市民の意見を行政運営に反映させるよう努めなければなりません。

実施機関は、市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応結果を公表しなくてはなりません。

#### ( 1 2 ) 説明会及び懇談会について

説明会は、課題、問題点等の説明を通して、広く複数の市民の意見を収集する必要がある場合に開催します。

懇談会は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、広く複数の市民及び市民間の意見を収集する必要がある場合に開催します。

上記の場合において、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表し、開催記録を作成し公表しなければなりません。

#### ( 1 3 ) アンケート調査について

アンケート調査は、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する場合に実施します。

実施機関は、アンケート調査を行うときは、その目的を明らかにしなければなりません。

実施機関は、アンケート調査を行うときは、その結果を公表しなければなりません。

#### ( 1 4 ) 附属機関等について

附属機関等は、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合に設置します。

実施機関は、附属機関等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、課題等を事前に公表しなければなりません。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合にはこの限りではありません。

#### (15) 会議公開の原則について

附属機関等の会議は、公開とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができます。

ア 当該附属機関等の法令若しくは条例の規定又は要綱等の規定により会議が非公開とされているとき。

イ 川口市情報公開条例第7条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。

ウ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

#### (16) 会議資料の作成・公開について

実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければなりません。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りではありません。

#### (17) 附属機関等の委員の選任について

実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置趣旨及び審議内容に応じて可能な限り市民から公募しなければなりません。

実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めなければなりません。

#### (18) 意見の提出について

実施機関は、市民から市政に関する意見があった場合には誠実に回答するよう努めなければなりません。

実施機関は、市民から提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければなりません。

( 1 9 ) 市民参加実施状況の公表について

市長は、毎年度 1 回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表します。

( 2 0 ) 条例の見直しについて

市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとします。

( 2 1 ) 委任について

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。